

改 正 案

現 行

（都道府県が処理する事務）

（都道府県が処理する事務）

第三十二条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第一項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九條の九第四項、第二十七條の二第一項、第三十一條、第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第五十七條の三第五項、第五十七條の五、第五十八條の四、第五十八條の七第二項及び第三項、第五十八條の八、第六十二條第二項及び第四項、第六十六條第一項、第九十六條第五項、第一百四條、第一百五條、第一百五條の二第一項及び第二項、第一百五條の三第一項から第四項まで、第一百五條の四第一項から第四項まで、第一百六條第一項から第三項まで、第一百六條の二（第三項を除く。）並びに第一百六條の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 三 （略）

四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する農林水産大臣の権限に属する事務

その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2  
（略）

（権限の委任）

一 三 （略）

（新設）

第三十二条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第一項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九條の九第四項、第二十七條の二第一項、第三十一條、第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第五十七條の三第五項、第五十七條の五、第五十八條の四、第五十八條の七第二項及び第三項、第五十八條の八、第六十二條第二項及び第四項、第六十六條第一項、第九十六條第五項、第一百四條、第一百五條、第一百五條の二第一項及び第二項、第一百五條の三第一項から第四項まで、第一百五條の四第一項から第四項まで、第一百六條第一項から第三項まで、第一百六條の二（第三項を除く。）並びに第一百六條の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

2  
（略）

（権限の委任）

第三十三條 法第九條の二第七項、法第九條の二の三、第九條の六の二第一項及び第四項並びに第九條の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第一項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五條第一項、第三百六條及び第三百七條第一項第三号並びに法第九條の九第四項、第二十七條の二第一項、第三十一條、第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第五十七條の三第五項、第五十七條の五、第五十八條の七第二項及び第三項、第五十八條の八、第六十二條第二項及び第四項、第六十六條第一項、第九十六條第五項、第九十四條、第九十五條の二第一項及び第二項、第九十六條第五條の三第一項から第四項まで、第九十五條の四第一項から第四項まで、第九十六條第一項から第三項まで、第九十六條の二（第三項を除く。）並びに第九十六條の三の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号から第五号までにおいて同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長（削る。）

第三十三條 法第九條の二第七項、法第九條の二の三、第九條の六の二第一項及び第四項並びに第九條の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第一項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五條第一項、第三百六條及び第三百七條第一項第三号並びに法第九條の九第四項、第二十七條の二第一項、第三十一條、第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第五十七條の三第五項、第五十七條の五、第五十八條の七第二項及び第三項、第五十八條の八、第六十二條第二項及び第四項、第六十六條第一項、第九十六條第五項、第九十四條、第九十五條の二第一項及び第二項、第九十六條第五條の三第一項から第四項まで、第九十五條の四第一項から第四項まで、第九十六條第一項から第三項まで、第九十六條の二（第三項を除く。）並びに第九十六條の三の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号から第六号までにおいて同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長

二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び北海道の区域内に主たる事務所を有するものを除く。）に関する農林水産大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する地方

二  
六  
(略)

三  
七  
(略)  
農政局長